

費用の負担

介護保険制度では、利用者負担分を除く保険給付に必要な財源の半分は公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で、残りの半分は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方が保険料を負担することによって賄われています。

被保険者の負担割合は、全国の40歳以上の人口比率に基づき、平成21年度から23年度は、第1号被保険者の方には20%、第2号被保険者の方には30%を負担していただくことになっています。

保険料の算定

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、所得などに応じて市町村ごとに定められた保険料率によって決められます。

第4期事業期間(平成21年度から23年度)の介護保険料所得段階の設定にあたっては、第5段階の保険料を基準額とし、低所得者層への配慮を行うとともに、激変緩和措置を継続するため7段階の区分を9段階としました。

具体的には、次の見直しを行いました。

- ①「市民税本人非課税世帯」を本人収入80万円により二つに区分
- ②「市民税本人課税」の所得段階を四つに細分化

保険料の軽減

平成21年度から介護に従事する方の処遇改善のため介護報酬が3%上昇しましたが、保険料の上昇を抑制するため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されており、平成21年度・22年度の保険料が軽減されています。

保険料の納め方

特別徴収

年金の年額が18万円以上ある方は、年6回の年金支給時に保険料が天引きされます。

普通徴収

年金の年額が18万円未満の方や年度中に65歳を迎えた方などは、市が送付する納付書により個別に納めていただきます。

保険料の口座振替

普通徴収で納付書により保険料の納付をしている方については、その都度納付する手間が省ける口座振替をお勧めします。取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

年金天引きになる時期

保険料が年金天引きに切り替わる時期の目安は、年金を受け取るための手続き(裁定請求)や現況届を社会保険庁に提出された時期により異なりますが、概ね次のとおりです。

開始の目安	満65歳になる月日 ・転入月日
翌年度の4月	4月1日～9月30日
翌年度の6月	10月1日～11月30日
翌年度の8月	12月1日～1月31日
翌年度の10月	2月1日～3月31日

保険料を滞納したら

保険料を滞納している被保険者の方については要介護者などとなっても滞納期間に応じて、保険給付の支払い方法の変更や一時差し止め、給付と滞納保険料の相殺などが行われます。また、過去の保険料債権の時効による消滅期間に応じて保険給付の減額措置(給付率が9割から7割に引き下げ)がとられます。

65歳未満の方の保険料

第2号被保険者保険料は、健康保険・国民健康保険等の医療保険料として徴収されます。

